

担当者



かしこまりました。それではまず、お手続きにあたり何点か確認させていただきたいがございます。

★次のような特定取引等に該当する場合は取引時確認を行おう！

- ・口座開設や、貸金庫・保護預かりなどの契約を行う取引
- ・200万円を超える現金・持参人払式小切手などの受払いを伴う取引
- ・10万円を超える現金振込、10万円を超える現金を持参人払式小切手で受け取る取引
- ・融資取引
- ・その他状況に応じて必要と判断されたとき など

担当者



今回のお申出につきまして、お客様自身のお口座の開設でよろしいでしょうか？

お客様



ええ、私個人の口座です。申込書も記入済みですよ。(申込書を差し出す)

〈トーク例で学ぶ〉 マネロン等チェックに欠かせない 取引時確認の進め方

個人・法人の取引時確認についての流れや注意点をトーク例とともに解説します。

1 個人のお客様に対する取引時確認の流れを押さえよう

例えばこんなトークで進めてみよう

お客様



今日は普通預金の口座開設をお願いしたいのだけど…。

担当者



ありがとうございます。普通預金口座の開設ですね。私どもの銀行での口座開設は初めてでいらっしゃいますか？

お客様



ええ、初めてよ。

解説 & ポイント

個人

個人のお客様に対する取引時確認については、以下の手順で行います。

①取引時確認が必要かどうかを判断する

以下に挙げる「特定取引等」に該当する場合は、取引確認を行う必要があります。

- ・口座開設や、貸金庫・保護預かりなどの契約を行う取引
- ・200万円を超える現金・持参人払式小切手などの受払いを伴う取引
- ・10万円を超える現金振込や10万円を超える現金を持参人払式小切手で受け取る取引
- ・融資取引

そのほか、状況に応じて適宜取引時確認を行うべきか判断します。例外的な取扱いがないか、自庫の対応についても確認しておきましょう。

提示書類によって必要点数や確認方法が異なる

②取引時確認を実施する

次の④、⑤の流れで取引時確認を実施します。

④「本人特定事項」を確認する

「書類を用いてお客様の「氏名」「住居」「生年月日」を確認していきますが、提示された書類によって確認方法が3つあります。

⑦提示のみで確認可能

・運転免許証

・旅券等（パスポート）

・マイナンバーカード

・在留カード

・特別永住者証明書 など

⑧提示+ほかの方法で確認

・各種健康保険被保険証

・各種年金手帳

・母子健康手帳

・印鑑登録証明書（取引に実印を使用しない場合） など

以上に挙げた書類については、書類の提示だけでなく、「ほかの本人確認書類（顔写真付きを除く）」の提示「公共料金の領収証